

『今、明かされる！これが社協だ！！』 質問集約

平成26年1月30日

No.	質問内容	回答
1	社協の活動費（2億8千万円）は全か所一律でしょうか？江別市が特別多かったり少なかったり等ありますか？	市町村の規模や事業内容に応じ、まちまちです。介護保険事業をしているか、していないかによっても大きな違いがあります。石狩管内の平成25年度の予算をみると、近隣市では約1億～6億くらいとなっています。
2	地域ケアマネジメントの推進の部分で除雪サービスの話があったが、それ以外で介護保険に該当しない方へ行っているサービスを教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食を一緒に買いに行き、食事の見守りをしながら話し相手になる。 ・買い物同行、その後の買ったものの整理。 ・2～3時間程度の見守り・話し相手 などです。
3	日常生活自立支援事業を利用している方は江別市内にどのくらいいますか？	平成25年12月現在で10名です。24年度は4名でした。
4	日常生活自立支援事業の詳しい内容が知りたいです。支援員さんの交通費などどの程度なんでしょうか？	利用対象者は、高齢・障がいにより、日常生活上の判断に不安を感じている方で、制度についてある程度理解できる方（契約について判断能力がある程度ある方）です。基本的には、在宅で生活している方、在宅で生活する予定の方です。利用にあたっては、社協の専門員が訪問し、事業の説明、利用意思の確認をします。その後支援計画の作成、契約をします。サービス内容は、福祉サービスの利用援助、金銭管理、書類の預かりです。利用料金は1回（1時間程度）1,200円＋交通費実費（300円程度）です（生保受給世帯は無料）。書類の預かりを希望する方は、貸金庫代がかかります。
5	個人的にボランティア活動をしている人は、ボランティア活動保険に加入できますか？	できます。例えば、勤務先が北広島市であれば、北広島市社協の窓口でも加入手続きは可能です。ボランティア保険は全国共通ですので、1口入っていれば、どこで活動してもOKです。
6	江別市内の各施設等へもボランティアを派遣しているかと思いますが、そのような中で調整の難しさや課題、施設等に配慮してほしいことなどありますか？	調整するにあたっての課題としては、永遠の課題かもしれませんが、人材確保です。ボランティア募集について引き続き広報等でPRしていきます。ボランティアさんは“単なる”マンパワーではありません。利用者さんに有意義な時間を過ごしてもらうために必要なサービスである、外部の風を導入することで利用者さんの生活に改善が期待できる等の目的であれば可能な限りご協力したいと思っております。反面、本来管理業務に値することや、ボランティアさんに過度な負担（責任）がかかると思われる場合はお断りすることもあります。ボランティア依頼をされる場合は、ご配慮いただけると幸いです。

7	ボランティア活動の充実さや各保険加入の推奨等知ることができました。 “ボランティア=任意の、自発的な”という意味合いがあるという言葉通り、市民の自発的な活動（意欲）を公的に補助することが社協の目的・使命かと思えます。しかしながら一方で、（アクシデントを防ぐためにも）その市民のボランティア活動の“質”の向上も求められるかとも思えます。社協としては、どのような研修機会の提供やその中身の確保を担っていくのでしょうか？	「質の確保」については、全体的には、ボランティア活動者向け研修会の席上や、通知文にて、「ボランティアとしての心構え」等のお話をさせていただきまます。また、施設ご担当者様等からご指摘があった場合には個別に対応し、改善に努めています。
8	募金で低所得者に5千円分配しているとのことですが、どのように生活困難者を抽出していますか？不平等にならないようどのように対象者を決定しているますか？	基本的には申請主義です。市と社協の広報誌にてご案内し、希望者は社協または民生委員さんに申請します。民生委員さんがその方のご自宅に訪問し生活の実態を調査します。対象者は、生活保護基準以下の世帯としていただきますので、収入のわかる書類（年金通知書、源泉徴収票等）をご提出いただき、社協にてチェックします。その後市保護課にて最終チェックをし決定します。
9	屋根の雪下ろしはしないけど排気口が埋まったら助けてくれるんですか？	昨年、社協職員にて対応したケースはあります。やはり、民間業者さんに依頼し対応を求めることになると思われます（雪の処理情報誌の活用）。
10	除雪や草刈りに指名したり、個人的に契約できるのですか？	民間業者さん（シルバー人材センター含む）との直接契約は可能です。
11	除雪派遣サービスを高齢者の「生きがい」や「役割」として活用しても良いのでしょうか？	是非、お願いしたいです。活動していただける方には、1回あたり1,000円の活動費を支給できます（社協との契約）。
12	給食サービスはとても良いサービスと思っています。 しかし、やはり1食500円というのがネックかなと思っています。	収入の高い方も低い方も一律ですからね。やはり、毎日とるのは経費がかかるので、週3回のみのご利用という方もいらっしゃいます。食材費、調理・配送費、安否確認等の付加サービスについての経費についてご理解いただき実施しているのが現状です。
13	（生活困窮世帯への支援） 各資金の貸付で返済不能となったケースはありますか？ また、あった場合はどのような対応をするのでしょうか？	借受人が死亡し、身内も相続放棄、保証人も死亡といったケースがありました。その場合は、道社協の職権（取扱い社協の手続き、道社協での審査委員会の開催が必要）により不能欠損とします。
14	車椅子を借りたい場合、市民でなければ借りられないのでしょうか？ 他県からの旅行者も借りられますか？	他市町村の方が江別市内に住むご家族等のお宅に滞在する場合は、そのご家族の申請により、貸し出し可能です。
15	シャワーチェアやポータブルトイレなどどのような程度までなら寄付可能なのでしょうか？機能は支障ないが、汚れがあるのもでよく相談があります。	どの程度というのは難しいですが、やはり状態の良いものだとありがたいです。汚れがある場合は、汚れを取ってからご寄贈いただけるようお願いさせていただきます。どうしても取れないものなどはお断りする場合があります。
16	福祉ベルはいくらで貸し出しですか？	貸し出しは無料です。